

[様式第 1 3 号]

[一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

		整理番号	220510053
質 問 事 項		回 答	
<p>図面「宮沢橋 施工ステップ図 (参考図)」において、4 濁水期～5 濁水期の側面図を見ると、出水期間中も残置するベント設備と現在の宮沢橋 P 1 橋脚の間は「河積阻害」となっています。出水期間中に、この「河積阻害」内に仮設構造物を設置することは河川協議となりますか。</p>		<p>「宮沢橋施工ステップ図 (参考図)」のほか、今回提示している図面については、全て河川協議済みです。</p> <p>提示の図面以外の施工方法 (仮設、架設) となる場合には、別途、河川管理者との協議を実施します。</p>	

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合 (見積りに必要な事項に限る。) に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第13号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

質 問 事 項	整理番号	220510053
	回 答	
<p>1. 各種数量について (1) 内訳書、1～4次単価表において、土木工事標準積算基準書以外の歩掛・数量は、全て公表をお願いいたします。</p>	<p>特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。</p>	
<p>2. 各種数量について (2) 内訳書、1～4次単価表において、土木工事標準積算基準書に準拠している項目は、積算条件を全て公表願います。</p>	<p>積算内訳書の単価表に記載のとおりです。</p>	
<p>3. 各種数量について (3) 特別調査された材料・賃料を全て公表願います。</p>	<p>仙台市ホームページに公表しております。 ホーム &gt; 事業者向け情報 &gt; 契約・入札 &gt; 技術管理 &gt; 積算基準書・共通仕様書・単価情報 &gt; 単価改定情報(令和3年度)</p>	
<p>4. 各種数量について (4) 見積徴収された施工歩掛、施工単価等全て公表願います。</p>	<p>特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。</p>	
<p>5. 各種数量について (5) 仮橋、仮栈橋工においてスクラップが計上されております。2次単価表にて不足していると思われる材料費等は、変更協議事項と考えてよろしいですか。</p>	<p>鋼管杭など現場に残置しているものもスクラップ計上しておりますが、仮橋、仮栈橋工に係る仮設工につきましては、施工計画書作成による協議事項といたします。</p>	
<p>6. 積算条件 積算条件は、特記仕様書第17条 (積算条件について) に記載されている通りと考え、架設用仮設備や施工機械の規格、材料、その他は必要に応じて協議事項と考えます。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>	

## 〔様式第13号〕

<p>7. ベント基礎工 地盤のN値をご教示願います。</p>	<p>橋梁一般図に記載のとおりN値は20~40です。</p>
<p>8. 架設計画図 杭基礎、横取り設備、送出し設備、降下設備（ジャッキングホスト含む）等機材関連の詳細図の公表をお願いいたします。</p>	<p>公表できるものは、設計図書が全てです。</p>
<p>9. 管理費区分 間接工事費（共通仮設費率、現場管理費率）及び一般管理費算出にあたり、非対象額とする工種をご教示願います。</p>	<p>土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）に基づき、算出しております。 なお、家屋調査については、特記仕様書第30条のとおりです。</p>
<p>10. 排水装置工について 1次単価表 第56号「排水管」について、「排水管（材料費）」に含まれる内容が分かる資料についてご教示願います。</p>	<p>排水装置図に示す支持金具，コンクリートアンカーを除く材料です。</p>
<p>11. 【現場特記事項】第17条において、送出し設備工の台車の組立・解体日数をご教示願います。また、台車の損料日数が4.2日と記載されていますが、内訳書11号の台車損料も4.2日で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>台車の組立・解体日数は12日です。 台車の損料日数はご質問のとおりです。 施工計画作成後、必要に応じて特記仕様書第17条に基づき設計変更の対象とします。</p>
<p>12. 【現場特記事項】第17条において、クレーン賃料日数が27.9日となっておりますが、内15号桁架設のトラッククレーン100t吊とラフテレーンクレーン25t吊の日数内訳をご教示願います。</p>	<p>内15号桁架設のクレーン賃料日数は以下のとおりです。 100t吊トラッククレーン27.9日 25t吊ラフテレーンクレーン7.5日</p>
<p>13. 送しヤード工のP1橋脚及びA2ブラケット設置・撤去のブラケット損料日数をご教示願います。</p>	<p>ブラケット損料は、P1橋脚480日、A2橋台270日です。</p>
<p>14. 2次単価表 235号降下設備損料において、降下装置ジャッキングホスト（鋼橋用組合せ損料）：5箱はどのように解釈すればよろしいでしょうか。</p>	<p>降下装置ジャッキングホスト（鋼橋用組合せ損料）が5箱桁分と解釈してください。</p>

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第 13 号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

質 問 事 項	回 答
1) 上部工架設計画図 (その 2) において記載される、出水期に残置される送り出し用 B3 ベントについては、通常より大きな反力が発生します。このベントの構造や桁に必要な補強については、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	整理番号 220510053 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。
2) 上部工架設計画図 (その 2) において記載される、A1 橋台背面の手延べ機解体・搬出作業について、作業ヤードが狭くカルバート構造となっており、現地調査の上、詳細な検討が必要となります。これについては、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
3) 内訳書、単価表において支据付用のクレーンが計上されていません。本支承重量は主桁部材同様 20t 以上あります。これについては、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4) 本橋の橋台・橋脚は斜角を有していること、支承が大きく、横取り設備・送り出し設備・降下設備の据付が困難であるという特色が有ります。これに対応するために、鋼製ブラケット等を製作する必要があります。これについては、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

〔様式第 13 号〕

<p>5) 本橋を架設（横取り・送り出し・降下）するために必要となる本体補強（追加）は、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>6) 軌条設備組立解体用クレーンに 25t ラフテレーンクレーンが計上されていますが、作業半径、撤去時のクレーン据付個所により能力的に困難と思われます。これについては、施工計画作成後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>7) 関係機関との協議結果や地元対応のために、施工方法や工程が変更となる場合は、協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>8) 積算条件書（間接費補正一覧）の単価使用年月は、2022 年 3 月と記載されています。物価資料単価を用いる場合は、「令和 4 年 3 月版」を適用すると判断して宜しいでしょうか。異なる場合は、物価資料における採用単価月をご教示願います。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>9) 公告(10)その他①に、直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費相当額×90%＋一般管理費等×55%（予定価格（税抜）の 75%～92%の範囲内）と記載されています。</p> <p>工場製作に含まれている間接労務費と工場管理費の調査基準価格算出における各項目の読み替えは、下記と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、調査基準価格算出における読み替えの明示をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間接労務費は直接工事費×97%</li> <li>・工場管理費は現場管理費相当額×90%</li> </ul>	<p>工場製作に含まれる間接労務費は「1 直接工事費-直接製作費」、工場管理費は「3 現場管理費-工場管理費」に計上してください。</p> <p>調査基準価格は、各内訳の合計金額で判断するため、「1 直接工事費×97%」、「3 現場管理費×90%」となります。</p>

〔様式第 13 号〕

<p>10) 事業損失防止施策費として家屋調査費が計上されています。調査基準価格算出における読み替えは、共通仮設費×90%と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、調査基準価格算出における読み替えの明示をお願いします。</p>	<p>ご質問のとおりです。 なお、家屋調査については、特記仕様書第 30 条のとおりです。</p>
<p>11) 工数算定要素集計表等を確認したく、数量計算書のご提示をお願いいたします。</p>	<p>契約後に提示します。</p>
<p>12) 2次単価表(単 139 号) ステンレス鋼鋼管 SUS304TPA 20A は、物価資料掲載の下記規格のうちいずれを適用しておられますか。 ・ 20S 20A (27.2-DIA×2.5) ・ 40S 20A (27.2-DIA×3.0)</p>	<p>20S 20A (27.2-DIA×2.5) です。</p>
<p>13) 2次単価表(単 140 号) 製作直接労務費(橋桁)につきまして、重連補正「-6%」が適用されているとお見受けいたします。当該案件は 5 主桁の橋梁ですが、橋梁自体の製作は 1 つであることから、重連補正の適用は不要であると思われまます。設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>積算内訳書のとおりです。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>14) 2次単価表(単 140 号) 製作直接労務費(橋桁)につきまして、製作直接労務単価は、他の設計労務単価と同様に、令和 4 年 3 月 1 日以降適用の単価を採用していると判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>令和 3 年 10 月 1 日以降適用の土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)の単価を採用しております。</p>
<p>15) 1次単価表(単 3 号)の、ステンレス六角ボルト・ステンレス六角ナット・ステンレス丸座金以外の材料は、黒皮品でしょうか。それとも溶融亜鉛メッキ品でしょうか。</p>	<p>黒皮品です。</p>

〔様式第 13 号〕

<p>16) 2次単価表(単 187号) 塗料用シンナー ふっ素樹脂塗料用シンナー 上塗り用は、仙台市設計単価に掲載がございます(材料コード: Z006170015)。ただし、令和3年5月以降の改定単価には掲載が無いことから、令和3年4月時点の物価資料単価を適用すべきでしょうか。もしくは、本案件の単価適用年月通り、2022年(令和4年)3月の物価資料単価を適用すべきでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>2022年(令和4年)3月の単価を採用しております。</p>
<p>17) 一式当り内訳書(内5号) 地組架台設備に地組架台設備損料が計上されていますが、設置・撤去する費用が計上されていないように思われます。設置・撤去する費用が計上されていない場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書第17条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>18) 4次単価表(単 352号) ブラケット設置、(単 353号) ブラケット撤去及び(単 354号) ブラケット設置、で使用する歩掛は下記のいずれをお考えでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)</li> <li>・特別調査</li> <li>・見積</li> </ul>	<p>土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)を使用しております。</p>
<p>19) 2次単価表(単 225号) 台車損料盛替え用自走台車の名称・規格の項目に多軸式特殊台車[自走式]積載能力 250tと記載されています。この記載の通りに計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>20) 2次単価表(単 288号) プレキャストL型擁壁護岸撤去、で使用する歩掛は下記のいずれをお考えでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)</li> <li>・特別調査</li> </ul>	<p>プレキャストL型擁壁護岸撤去は、見積による歩掛です。</p>

〔様式第 13 号〕

<p>21) 一式当り内訳書 (内 17 号) 工事用道路工にプレキャスト擁壁設置が計上されています。製品は撤去した製品を再利用すると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、製品の規格及び製品単価の公表をお願いします。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>22) 一式当り内訳書 (内 19 号) 工事用道路工に残土等処分 (数量は 900m<sup>3</sup>) が計上されていますが、大型土のう袋処分費 (廃プラ) が計上されていないように思われます。大型土のう袋処分費 (廃プラ) は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>23) 1 次単価表 (単 29 号) 桁架設で使用するクレーン[油圧駆動ウインチ・ラジジブ]300 t につきまして、賃料のみが計上されていると考えてよろしいでしょうか。賃料のみが計上されていた場合、軽油の費用は設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>24) 1 次単価表 (単 30 号) 大型ゴム支承設置及び 1 次単価表 (単 31 号) 大型ゴム支承設置で使用するクレーンの費用につきまして、どの項目で計上されていますか。計上されていない場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>支承設置のみ計上しております。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>25) 1 次単価表 (単 46 号) 下塗の条件に「変性球形樹脂塗料 (2 層)」となっているが、正しくは超厚膜形球形樹脂 (2 回塗り) と思われます。当初は設計書の通りに計上して設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>積算内訳書のとおりです。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>26) 1 次単価表 (単 50 号) コンクリートに養生マット (材料費) が計上されています。使用する材料の規格につきまして、明示をお願いします。</p>	<p>コンクリート養生マットは t=10mm のものです。</p>



〔様式第 13 号〕

27) 1次単価表(単 56号)排水管に排水管(材料費)と記載されています。この排水管(材料費)で計上されている材料につきまして、内訳の明示をお願いします。	排水装置図に示す支持金具, コンクリートアンカーを除く材料です。
28) 1次単価表(単 57号)コンクリートアンカーボルト設置で計上されているアンカーボルトの規格について明示をお願いします。	スリーブ打込式, M16×120mm, 電気亜鉛めっき品です。
29) 2次単価表(単 261号)材料費で固定金具の費用が計上されています。単価の策定は下記のいずれを採用されていますか。 1、特別調査 2、見積 3、物価資料 1と2を採用されている場合は、単価の公表をお願いします。	物価資料を採用しております。
30) 2次単価表(単 263号)アルミ検査路取付に「橋梁用架設工具損料 鋼橋」と記載されていますが、「橋梁用架設工具損料 鋼橋」の(12m当たり)数量につきまして、明示をお願いします。	現時点では公表いたしません。
31) 共通仮設費率分を算出する際の対象金額から控除する製品費は、(現場の)スクラップ費用のみと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、控除する製品の明示をお願いします。	ご質問のとおりです。
32) 現場管理費を算出する際の対象金額から控除する製品費は、(現場の)スクラップ費用のみと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、控除する製品の明示をお願いします。	ご質問のとおりです。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第13号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

		整理番号	220510053
質 問 事 項		回 答	
1.内4号マンホール付属品につきまして、明細をお教え頂けませんでしょうか。次の通り想定しております。割ピン計40本、マンホールゴム計40個。		共通詳細図のとおりです。	
2.単211号横取り設備損料につきまして、計上されている1箇所当り単価は、5箱桁分の反力を考慮された上で、複合損料表に記載の単価×1で計上されていると考えてよろしいでしょうか。		ご質問のとおりです。	
3.単213号降下設備損料につきまして、計上されている1箇所当り単価は、5箱桁分の反力を考慮された上で、複合損料表に記載の単価×1で計上されていると考えてよろしいでしょうか。		ご質問のとおりです。	
4.単29号桁架設のクローラクレーンにつきまして、計上されている単価に燃料費は考慮されておりますでしょうか。		燃料費は考慮しておりません。 特記仕様書第17条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。	
5.単225号台車損料につきまして、前方台車は多軸式特殊台車ではなく重量台車もしくは自走台車が妥当であると考えます。当初発注としては多軸式特殊台車で見積らせて頂くと考えてよろしいでしょうか。また計上されている損料につきましては前方後方それぞれ5台分の損料が計上されていると考えてよろしいでしょうか。		ご質問のとおりです。	

〔様式第13号〕

<p>6.単227号ローラ又は送出し装置の損料につきまして、計上されている損料は、送出し装置と駆動装置がそれぞれ10組分の損料が計上されていると考えてよろしいでしょうか。また安全装置は何組分の損料を計上されておりますでしょうか。</p>	<p>ローラ又は送出し装置の損料につきましては、日当り送出し装置10供用日、駆動装置5供用日、安全装置5供用日です。</p>
<p>7.単235号降下設備損料につきまして、降下設備ジャッキングホイストの規格をお教え頂けませんでしょうか。また1箱当りに計上されている損料は何組分のジャッキングホイスト損料を計上されておりますでしょうか。</p>	<p>降下設備ジャッキングホイストの規格はワイヤ型、損料は1箱当たり1組です。</p>
<p>8.内15号桁架設のラフテレーンクレーン25t吊につきまして、摘要欄に宮沢橋交差点との記載がありますが、使用用途をお教え頂けませんでしょうか。また使用日数についても公表頂けませんでしょうか。</p>	<p>使用用途は手延機解体、使用日数は7.5日です。</p>
<p>9.単30号及び単31号大型ゴム支承設置につきまして、設置用のクレーンは計上されておりますでしょうか。</p>	<p>支承設置のみ計上しております。 特記仕様書第17条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>10.単56号排水管につきまして、排水管(材料費)の明細をお教え頂けませんでしょうか。次の通り想定しております。90°エルボ管6個、ゴム伸縮継手3個。</p>	<p>排水装置図に示す支持金具、コンクリートアンカーを除く材料です。</p>
<p>11.単140号製作直接労務費(橋桁)につきまして、重連補正一6%が採用されておりますが、本橋は1連であり、主桁5本は重連補正の適用を受けないと考えます。ご確認をお願い致します。</p>	<p>積算内訳書のとおりです。 特記仕様書第17条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>

[様式第 1 3 号]

<p>12. 内 1 1 号 送 出 し 設 備 工 と 単 2 2 2 号 手 延 機 損 料 より、手 延 機 3 3 3 t と 連 結 構 2 6 t が 計 上 さ れ て お り ま す。組 立 解 体 数 量 に は 連 結 構 数 量 も 含 ま れ る べ き と 考 え ま す。ま た 後 部 桁 重 量 と し て 1 0 3 t 程 度 必 要 と 考 え ら れ ま す が、3 3 3 t に は 含 ま れ て い な い と 考 え ら れ ま す。ご 確 認 を お 願 い 致 し ま す。</p>	<p>積算内訳書のとおりです。</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第13号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

		整理番号	220510053
質 問 事 項		回 答	
①	複数パーティーを見込まれている工種がございましたらパーティー数をご教示願います。	軌条桁、手延機と連結構、降下設備の組立解体は、2パーティーを見込んでおります。	
②	見積や特別調査により採用されている歩掛や資材単価について、公表をお願いします。	特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。 特別調査による単価は仙台市ホームページに公表しております。ホーム > 事業者向け情報 > 契約・入札 > 技術管理 > 積算基準書・共通仕様書・単価情報 > 単価改定情報 (令和3年度)	
③	マンホール付属品一式の内訳をご教示願います。	共通詳細図のとおりです。	
④	特記仕様書【現場特記事項】第17条積算条件について <補足積算条件> 送出し設備工の項目に台車損料日数4.2日という記載がありますが、この数字は台車の組立・解体の所要日数ではないでしょうか。以上の解釈でよろしければ、台車損料日数をご教示願います。	損料日数は4.2日です。 施工計画作成後、必要に応じて特記仕様書第17条に基づき設計変更の対象とします。	
⑤	2次単価表(単213号)の降下設備複合損料について、計上されている機材規格等の詳細をご教示願います。	積算内訳書のとおりです。	

〔様式第13号〕

⑥ 2次単価表（単235号）の降下装置ジャッキングホイストについて、計上されている機材規格等の詳細をご教示願います。	降下設備ジャッキングホイストの規格はワイヤ型です。
⑦ 一式当り内訳書（内15号）の桁架設のラフテレーンクレーン25t（宮沢橋交差点）について、賃料日数をご教示願います。	7.5日です。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第 13 号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

整理番号		220510053
質 問 事 項		回 答
1. 送出し設備工で台車損料(単 225 号)に多軸式特殊台車(自走式 250t)が計上されています。送出しヤード上に多軸式特殊台車の配置は不可能です。重量台車の間違いと考えます。設計変更協議対象と考えてよろしいですか。	積算内訳書のとおりです。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。	
2. 上記質問事項で重量台車に変更となった場合、台車台数が変更となり台車組立解体工、機材(送出し設備、台車、手延機、ベント設備、軌条、軌条桁)供用日数が変更となります。設計変更協議対象と考えてよろしいですか。	特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。	
3. 送出し設備工で台車損料日数 4.2 日が計上されています。(特記仕様書第 17 条) 台車設備組立解体の施工日数 4.2 日(台車 10 台)で送出し架設の期間の台車損料日数が計上されていません。	損料日数は 4.2 日です。 施工計画作成後、必要に応じて特記仕様書第 17 条に基づき設計変更の対象とします。	
4. 送出し設備工(内 11 号)で発動発電機損料が計上されていません。設計変更協議対象と考えてよろしいですか。	特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。	
5. 降下設備で降下設備損料(単 235 号)に A1 橋台の降下ジャッキ、油圧ポンプが計上されていません。設計変更協議対象と考えてよろしいですか。	特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。	

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

〔様式第 13 号〕

〔一般競争入札〕

## 質 疑 応 答 書

工事名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事

		整理番号	220510053
質 問 事 項		回 答	
1. 工場製作のみ施工している期間において、特定建設工事共同企業体のうち工場製作を担当しない（自社工場が無い）構成員についても工場製作に係る技術者を配置をする必要がありますか。また、配置技術者を工場製作期間と現場施工期間それぞれ別の技術者を配置する場合、工場製作期間の配置技術者についても別記で示された施工経験を満たす必要がありますか。		積算に必要な事項ではないため、回答は控えさせていただきます。	
2. 鋳造費のうち鋼製排水溝、橋梁用車両防護柵、歩行者自転車用高欄、ポリカーボネイト板付き歩行者自転車用高欄については工場製作工ではなく橋梁附属物工の各工種で計上するものと考えますが、これについて設計変更協議の対象となりますか。		鋼製排水溝、車両用防護柵、歩行者自転車用高欄、ポリカーボネイト板付き歩行者自転車用高欄は、間接費について工場製作品と同様の取り扱いをするものとして、特別調査により単価を算定しているため、設計変更協議の対象とはなりません。	
3. A2 橋台背面の六郷堀から舟丁西交差点（昭和市電通り）までの作業ヤードについて、当該工事で使用可能となる引き渡し時期をお教え願います。		令和 5 年 1 月から全て使用可能となります。	



〔様式第 13号〕

<p>4. 家屋調査費は、家屋所有者及び居住者の個々の事情により調査可能時期に大きな影響を与え、場合によっては調査拒否の可能性もあります。事業説明会等により事前に市から家屋調査の依頼等が成されているのでしょうか。また家屋調査は下部工施工時に実施されたのでしょうか。</p>	<p>家屋調査は下部工施工時に実施しております。調査にあたっては、個別説明により承諾頂き実施しております。</p>
<p>5. 振動騒音対策は家屋調査との関係からも事前、工事中に行う必要があると考えますが、仮に振動騒音対策を実施する場合は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>協議対象となりますが、簡易な施工計画書に記載された内容を踏まえて判断します。</p>
<p>6. 本工事の契約支払い条件について、予定されている各年度毎の出来高支払い額がありましたらご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>契約時に提示します。</p>
<p>7. 各設計数量の根拠を参考にしたいので、設計成果品をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>契約後に貸与します。</p>
<p>8. 工事費構成費目内訳書について、本工事の間接労務費と工場管理費は、それぞれ直接工事費・共通仮設費・現場管理費のどこに計上すればよろしいでしょうか。</p>	<p>間接労務費は「1 直接工事費-直接製作費」に計上してください。 工場管理費は「3 現場管理費-工場管理費」に計上してください。</p>
<p>9. 購入品について、見積とされている鋼製排水溝背面導水管 26 本・マンホール付属品 1 式・伸縮装置設置工 (A1・A2) の単価を公表頂けないでしょうか。</p>	<p>特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。</p>
<p>10. ベント基礎のセイフティーオーガー組立解体・H 形鋼各打込・引抜の歩掛を公表頂けないでしょうか。</p>	<p>特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。</p>

〔様式第 13 号〕

11. 送出しヤード工のブラケット設置・撤去 (P1・A2) について、溶接工を含む歩掛を公表頂けないでしょうか。	特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。
12. 工事用道路工広瀬橋左岸搬入路について、プレキャスト L 型擁壁は既設を一時撤去し、再設置するという考えでよろしいでしょうか。その際の歩掛をご教示願います。また、仕様がわかる詳細図面がありましたらご公表願います。	プレキャスト L 型擁壁の設置撤去につきましては、ご質問のとおりです。 特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。 工事目的物でないことから詳細図面はありません。
13. 仮橋杭について、鋼管杭打込み工・杭先端閉塞開放・鋼管杭引抜き工の歩掛、杭頭キャップ・つり金具・現場円周溶接用部材の採用単価を公表頂けないでしょうか。	特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。
14. 仮橋上部について、部材質料 113.6t・材料費 1 式の採用単価を公表頂けないでしょうか。	特別調査による単価以外は現時点では公表いたしません。契約締結後に公表します。
15. 製作工数の補正について、積算基準によると本橋梁は連続箱桁で 1 連と考えます。重連による減補正が不要と判断された場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。	積算内訳書のとおりです。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。
16. ベント基礎(杭基礎)について、セイフティオーガーと記載がありますが、工法は指定工法でしょうか。もし同等以上の工法でよい場合、その判断基準となる騒音・振動等の数値等がありましたらご教示願います。	工法は全て任意です。 数値基準は定めておりません。
17. 送出し設備工の連結構は、共通仮設費・現場管理費の対象として計上されておりますでしょうか。それとも対象外でしょうか。	対象です。

〔様式第 13 号〕

<p>18. 送出し設備の台車損料は 4.2 日と公表されておりますが、これは設置撤去の所要日数のみで、実際の使用期間分が未計上と思われれます。そう判断された場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>損料日数は 4.2 日です。 施工計画作成後、必要に応じて特記仕様書第 17 条に基づき設計変更の対象とします。</p>
<p>19. 送出し装置のローラ又は送出し装置の損料について、計上された送出し装置・駆動装置・安全装置の各台数をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>ローラ又は送出し装置の損料につきましては、日当り送出し装置 10 供用日、駆動装置 5 供用日、安全装置 5 供用日です。</p>
<p>20. 降下設備の降下装置(ジャッキングホイス・鋼橋用組合せ損料)について、計上された仕様・規格をご教示願います。</p>	<p>降下設備ジャッキングホイスの規格はワイヤ型です。</p>
<p>21. 手延機損料について、諸雑費が計上されていないようです。積算基準により、必要と判断された場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>22. 送出し設備工について、発動発電機は計上されておりますでしょうか。未計上の場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>23. 架設工(送出し架設)について、計上されている発動発電機が一律 25kVA となっておりますが、125kVA が必要と判断された場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>

〔様式第 13 号〕

<p>24. 支承工について、設置用クレーンは計上されておりますでしょうか。A1・P1・A2それぞれの選定機種仕様をご教示願います。未計上の場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>支承設置のみ計上しております。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>25. 排水装置工のコンクリートアンカーボルトについて、計上された M16 の長さ・規格仕様をご教示願います。</p>	<p>スリーブ打込式，M16×120mm，電気亜鉛めっき品です。</p>
<p>26. 本工事では 100t 吊トラッククレーンも計上されておりますが、重建設機械分解組立輸送費は計上されておりますでしょうか。未計上の場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>未計上としております。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。</p>
<p>27. 工場塗装工について、排水管類の溶融亜鉛めっきが計上されておられません。未計上の場合、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>排水管類はめっき後の単価を計上していません。</p>
<p>28. A1 側橋台背面について、植生、電柱、信号等があり通路の確保が困難と考えられます。植生、電柱、信号の移設は可能でしょうか。また、その際の撤去作業、復旧作業にかかる費用については設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p>	<p>今後予定している交差点改良工事と関係することから、施工計画作成後の協議事項とします。</p>
<p>29. 市道石名坂堰場 1 号線については、工事期間中全面通行止めとなるのでしょうか。</p>	<p>全面通行止めにはなりません。</p>
<p>30. A2 側橋台背面作業ヤードの使用可能時期や使用時間の制約についてご教示願います。</p>	<p>施工条件明示書「1 工程関係」のとおりです。</p>

〔様式第 1 3 号〕

31. 左岸側工事用搬入路の使用可能時期、使用時間の制約についてご教示願います。	施工条件明示書「1 工程関係」のとおりです。
32. 配置技術者について、「開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること」と別記に記載されていますが、これは工場製作時の技術者、現場施工時の技術者どちらにも適用されますか。ご教示願います。	積算に必要な事項ではないため、回答は控えさせていただきます。
33. 本締めボルトの仮締めボルト・ドリフトピン損料の供用日は、何日計上されておりますか。また、送出し架設期間中の損料が未計上の場合、変更設計の協議対象となりますでしょうか。	96.7 日です。 特記仕様書第 17 条に基づき、必要に応じて協議の上、設計変更の対象とします。

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。